

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

マンション防災マニュアル策定支援方策検討調査業務委託

2 履行期限

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

横浜市建築局

4 業務内容

本業務では、大規模な地震、水害等の発生時における、市内のマンション^{※1}の在宅避難等の実現に向けた管理組合等による取組みを支援するため、それぞれのマンションの実状にあったマニュアル^{※2}（以下「マンション防災マニュアル」という。）策定の参考になる手引きの作成を行う。

※1：3階建て以上かつ5戸以上の戸数を有する共同住宅又は共同住宅団地を想定

※2：平時及び発災時における活動を円滑に進めるため、マンション住民や管理組合等が防災組織の体制や活動計画について共有するために作成するマニュアルのこと。

(1) マンション防災に関する情報収集・分析

ア 国、他自治体、関係団体等が策定しているマンションに関する計画、指針等及びマンション防災マニュアルの手引き等から本業務に関連する情報を収集し、分析を行う。

イ 近年の大規模災害によるマンションの被災状況（建物及び居住者）に関する資料を収集し、分析を行う。

(2) マンションの類型化

マンションの立地、規模、構造、管理体制、防災組織の運営体制などを踏まえた類型化を行う。

(3) よこはま防災力向上マンション認定事例の整理・分析等

よこはま防災力向上マンション認定制度のソフト認定を受けたマンション防災マニュアルを整理し、分析を行うとともに、手引き作成にあたっての検討課題を抽出する。

(4) 防災組織の体制や活動のあり方検討

平時及び発災時それぞれの防災組織の体制及び活動のあり方について、マンション類型ごとに検討を行う。

(5) 手引き構成等の検討

（仮称）マンション防災マニュアル策定の手引き（以下「手引き」）の構成やイメージを検討する。なお、管理組合や居住者にとって分かりやすい構成となるよう工夫すること。

(6) 業務報告書の作成

調査・分析・手引き検討の過程等が分かり、根拠等が整理された業務報告書を作成する。

5 成果品

- (1) 手引き完成データの印刷用と編集可能用に2種類のデータを納品すること。また、各データは文字認識可能にし、市ホームページで公開するのに適した形のデータも納品する。
- (2) 報告書 1部
- (3) その他必要に応じて関連資料 一式
- (4) 上記電子データ 一式 (Word、PowerPoint 等加工が可能な形式及びPDF ファイル)

6 概算額

業務委託価格は約3,000千円(消費税10%込)を限度とします。

7 今後の業務スケジュールについて(予定)

マンション防災マニュアル策定支援方策検討調査業務委託に関する今後の業務として、令和7年度に以下の業務を予定しています。

- (1) 手引きの項目ごとの記載内容検討
- (2) 各種参考様式の検討
- (3) 手引き原稿の作成
- (4) デザイン及びレイアウト・イラスト・図の総合的な検討

8 業務実施の上で把握してほしい市の施策について

本業務と関連する主な市の施策を次のとおりまとめていますので、本業務の遂行にあたり内容の把握に努めてください。

(1) 横浜市防災計画等

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosaikeikaku/keikaku/keikakutou/>

(2) よこはま防災力向上マンション認定制度

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/bousaimansion.html>

(3) マンション防災

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/sonae/building.html>

(4) 防災よこはま

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/keihatsu/bo-saiyokohama1.html>

(5) 横浜市危機管理室防災学習コンテンツ

<https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/chiikibousai/>

(6) 防災の地図

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/map.html>

9 その他

- (1) 各業務委託の実施は、予算の成立が前提となり、横浜市における施策の転換等やむを得ない事

由により予定業務の発注が行われない場合があります。

(2) 業務の実施に関してはプロポーザルの内容にかかわらず、委託者と協議の上、行うこととします。

(3) 成果品については、横浜市に帰属するものとします。